
南あわじ市

企業版ふるさと納税の概要



企業版ふるさと納税の制度概要

国が認定した地方公共団体が行う地方創生事業に対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税【法人住民税・法人税・法人事業税】に税額控除等の優遇措置を適用する制度。

税制上の優遇措置

- 寄附金額の約3割を損金算入
 - " の約6割を税額控除
- ➡ 最大で寄附金額の約9割を軽減

優遇措置の適用条件

- 寄附先自治体に本社がないこと
- 青色申告をしていること
- 寄附金額は10万円以上

寄附を通じた社会貢献、応援したい自治体や事業を選択可能

南あわじ市地方創生プロジェクト（令和2～6年度）

基本目標Ⅰ

- 具体的な取組

地域ぐるみで支えあい、笑顔がたえないまち

地域づくりチャレンジ事業／コミュニティバス運行事業 等

基本目標Ⅱ

- 具体的な取組

働く場を得て、ずっと住み続けたいまち

縁結び推進事業／高齢者等元気活躍推進事業 等

基本目標Ⅲ

- 具体的な取組

魅力と味力があふれるまち（ふるさと）

淡路島総合観光戦略推進事業／渦潮世界遺産登録推進事業 等

基本目標Ⅳ

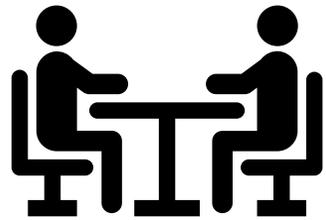
- 具体的な取組

子育てのよろこびが見えるまち

子育て学習・支援センター事業／アフタースクール事業 等

手続きの流れ

寄附の申し出



使い道を選択し、
寄附申出書を提出

受領書発行



寄附金の受領後、
受領証明書を発行

税務申告



税務申告時に
優遇措置を適用

これまでの寄附実績

寄附件数・金額

年度	R1	R2	R3	R4	R5
件数	2	2	4	4	5
金額(円)	3,000,000	3,000,000	7,000,000	8,000,000	20,636,535